

豊島区の 震災復興 に備えて



万一、大地震で甚大な被害が生じたら、
どのようにまちを再生するか……
豊島区では復興に向けての準備を進めています。

大地震の後でも、区民と区で協働して豊島のみらいを創ろう



平成29年3月 豊島区



目次

1

2
page

豊島区の
復興対策の
考え方

2

4
page

都市・住宅復興
の手順

3

7
page

豊島区
「事前復興ビジョン」
について

4

8
page

震災復興
まちづくり訓練
をしてみよう

豊島区の復興対策の考え方

建物の全壊
1,679棟

火災で焼失
1,355棟



豊島区に予想される震災被害

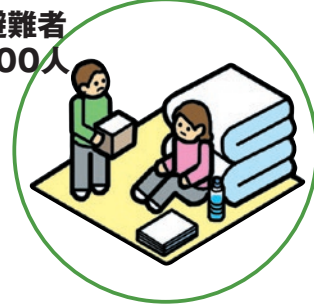
東京都が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月）」では、現在の豊島区の市街地にも大きな被害が生じるとされています。

被害が少なければ災害前の生活にすぐ「復旧」できるでしょう。しかし、大きな被害の場合は、住宅を再建し、暮らしを元に戻すことは容易ではありません。

都市型震災である阪神・淡路大震災では、住まいや街並みを再建し、新しい生活を軌道に乗せる「復興」に長い時間と大変な労力を費やしました。

復興は、ふだんのまちづくり同様、行政だけで

ピーク時避難者
約52,000人



震災廃棄物
65万トン



なく区民、事業者、専門家などの力を合わせないと進みません。大きな被害が予想される豊島区では、過去の震災の教訓から、迅速かつ円滑に復興する方法をあらかじめ検討し、人々が思いを共有することが重要になります。



震災後の復興経過の時間的目標

被災直後は助け合いや消火、避難など応急活動が行われ、避難生活に移り、一方で復旧活動が展開されます。大被害の場合は、その後にまちや生活の「復興」が必要で、最長で5～10年かかると考えられます。復興に関する時間的な目安を、右図のように想定しました。

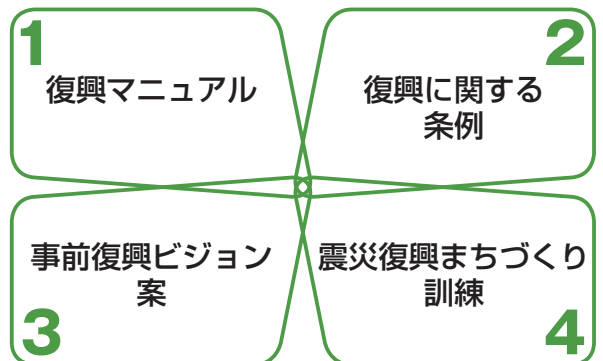
対策の推移	災害応急対策		
	緊急対応期	避難生活期	
概ねの目安	直後	～1週間	～2週間
全体的な状況	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部を設置する 消火、救助、炊き出し等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の生活が続く 電力等の復旧が進む 	
都市復興の目標スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 被害調査の実施 震災復興本部の設置 復興へのメッセージを出す 	<ul style="list-style-type: none"> 都市復興基本方針を出す 復興の重点地区を定め建築制限をかける 	
	初動体制の確立		復興基本

豊島区復興対策のポイント

豊島区の復興の基本理念は、「区民の方々と区が協働して復興を進める」・「事前に準備して復興に取り組む」の2点です。

基本理念の実現のために4つのテーマに取り組んでいます。

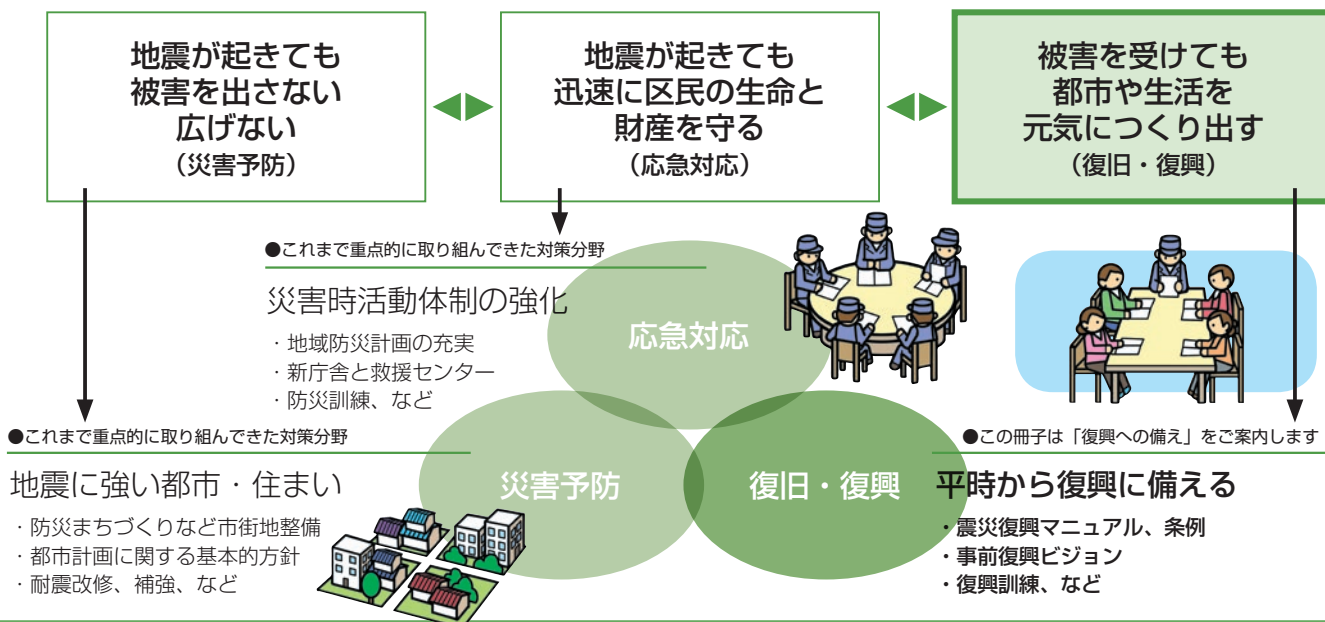
●復興対策の4つのテーマ



震災への備えの一つとしての復興対策

区では、大地震に備えた対策を区政の重点課題としています。これまで災害予防、応急対応や復旧の分野の対策を強化してきましたが、「復興」にも取り組んでいきます。

震災対策の重点課題



災害復旧

災害復興

～1ヶ月	応急復旧期 ～2ヶ月	復興準備期 ～4ヶ月	復興始動期 ～6ヶ月	本格復興期 ～2年	2年～
<ul style="list-style-type: none"> ・自宅に戻る人が増え、避難者が減り始める ・仮設住宅の申込みが始まる 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅入居や仮住まいあっせんが始まる 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が少ないところでは元の生活が戻ってくる ・時限的市街地の暮らしが始まる 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興事業計画を定める。 ・復興事業を始める 	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいの再建が本格化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興事業を見直し、計画修正や支援強化を行う
<ul style="list-style-type: none"> ・都市復興の計画づくりを進める ・重点復興地区や復興促進地区を設定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市復興基本計画(骨子案)がつくられる ・復興対象地区を指定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で復興まちづくり計画策定が進む 	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の意向反映等を行って、都市復興基本計画が定まる 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興事業計画を定める。 ・復興事業を始める 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興事業を見直し、計画修正や支援強化を行う
方針の策定		復興基本計画の作成		復興事業計画の策定/推進	

1 復興マニュアル (右図参照)

各分野の復興の手順を定めています。特に、地域と行政が力を合わせていく手順が重要です。

2 復興に関する条例

復興のために様々な支援策や私権制限が必要な場合があり、それらに備えます。

3 事前復興ビジョン案

どのような街並みに復興するか、地域特性に応じた被災後の都市の復興方針等を事前に想定しておきます。

4 震災復興まちづくり訓練

区民、区職員、専門家などで訓練を行い、復興マニュアルや事前復興ビジョンを見直します。

●復興マニュアルの全体像

復興マニュアルの構成は以下のとおりです。

第1編	総則	総則	総則	総則	総則
総則・体制編	第1章	復興体制の整備	(目的や復興本部等)	第1章	復興体制の整備
	第2章	都市の復興	(都市復興基本計画策定等)	第2章	都市の復興
第2編	第3章	地域協働復興	(復興まちづくりの進め方等)	第3章	地域協働復興
都市・住宅復興編	第4章	住宅の復興	(住まいの再建支援等)	第4章	住宅の復興
	第5章	生活の復興		第5章	生活の復興
第3編	第6章	産業の復興		第6章	産業の復興
生活・産業復興編					

2

都市・住宅復興の手順



ここでは、豊島区震災復興マニュアルにおける都市と住まいの復興手順を紹介します。各々の時期は概ねの目安です。

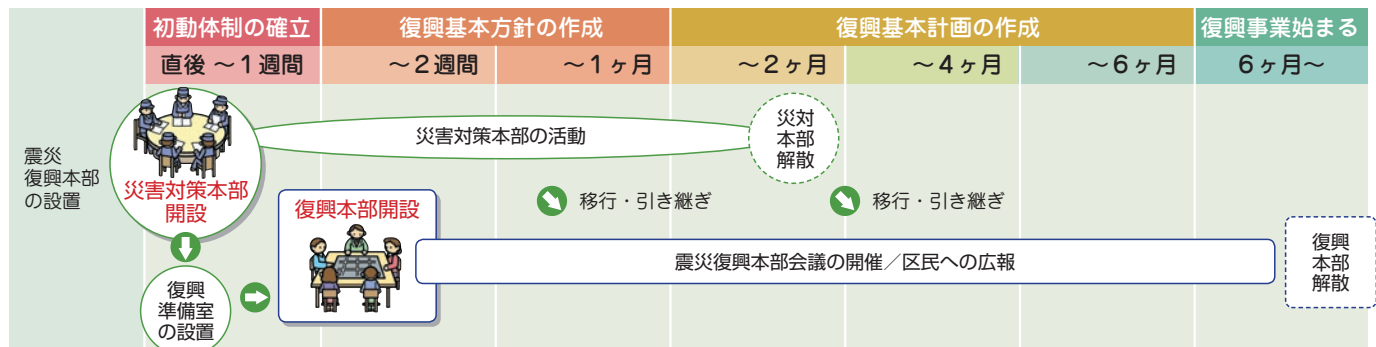
総則 — 震災復興本部の設置など

丸枠は災害対策本部業務

甚大な被害が生じた場合、災害対策本部の中に「復興準備室」を設置し、区の各部からなる「震災復興本部」を立ち上げます。両本部の本部長はともに区長

で、仕事に応じて分担します。

他に総則では、震災復興マニュアルの目的、職員配置、マニュアル更新、職員訓練の実施等を定めています。

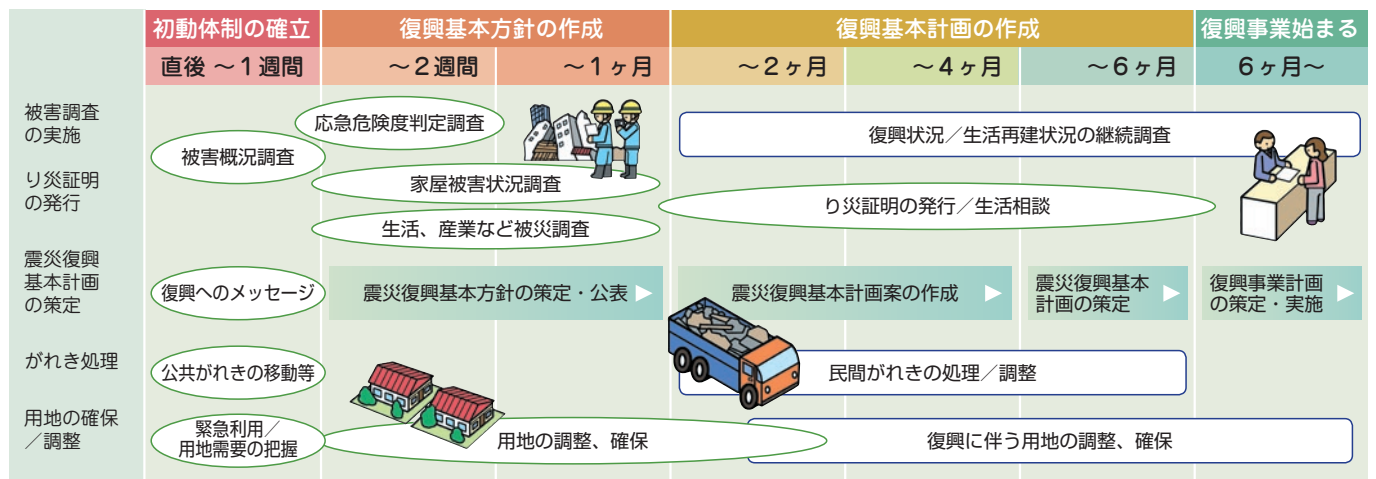


復興体制の整備 — 被害調査等

丸枠は災害対策本部業務

様々な分野の復興で、共通して取り組むべき項目をまとめました。主な活動項目は、次のとおりです。

他に、「財源確保/復興基金」「ボランティア」「広報活動」などの手順を定めています。



1

復興ミニ知識

災害対策本部と震災復興本部

災害直後、区では、区民の生命と財産の保護のため災害対策基本法に基づく「地域防災計画」で定めた災害対策本部を設置し、応急対策や復旧を実施します。この本部は災害のおそれなくなると解散します。

一方、様々な分野の復興を長期的に一丸となって進めるために「震災復興本部」を条例で設置します。両本部とも本部長は区長で、分担して被災後の対応にあたります。

2

復興ミニ知識

様々な被害調査

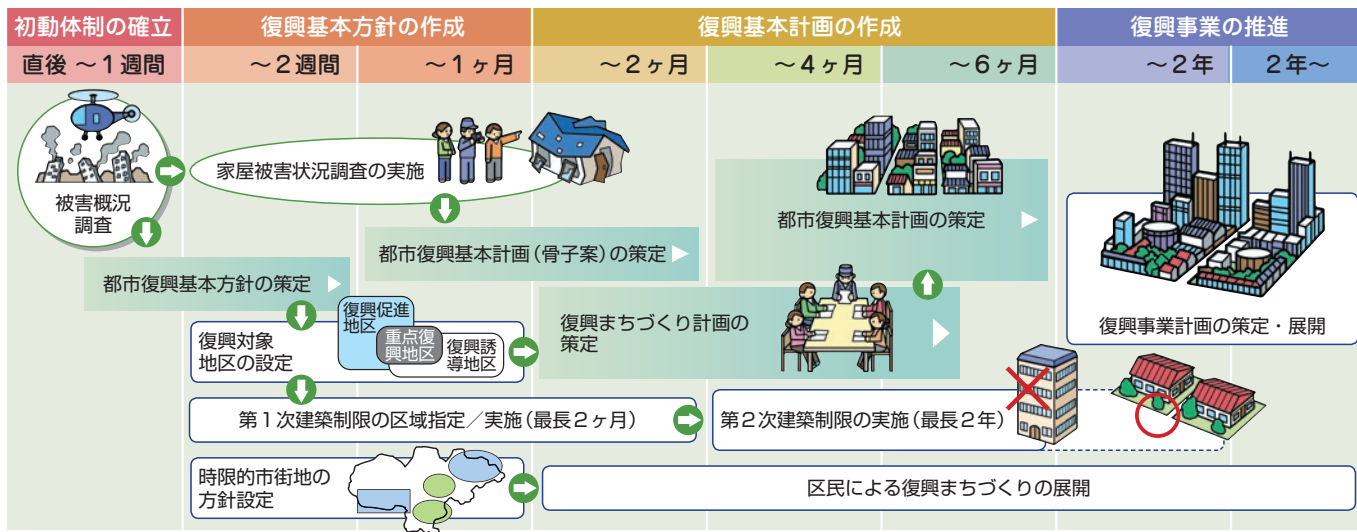
地震直後に実施される代表的な調査を紹介します。

- ①「応急危険度判定調査」：被災家屋への立ち入り大丈夫かどうか、専門家が短期間に判定するものです。
- ②「被害状況調査（公的被害認定調査）」：区による調査で、基準に則して全半壊・一部損壊など被害を判定します。これをもとに被災者が様々な支援を受けるために必要な「り災証明書」が発行されます。他に「被災者生活実態調査」、雇用や産業に関する調査など様々あります。

都市の復興

地震の直後に被害調査を行い、都市復興の基本方針を公表します。「重点復興地区」では、無秩序に建築物が建たないように建築制限を行います。区全体

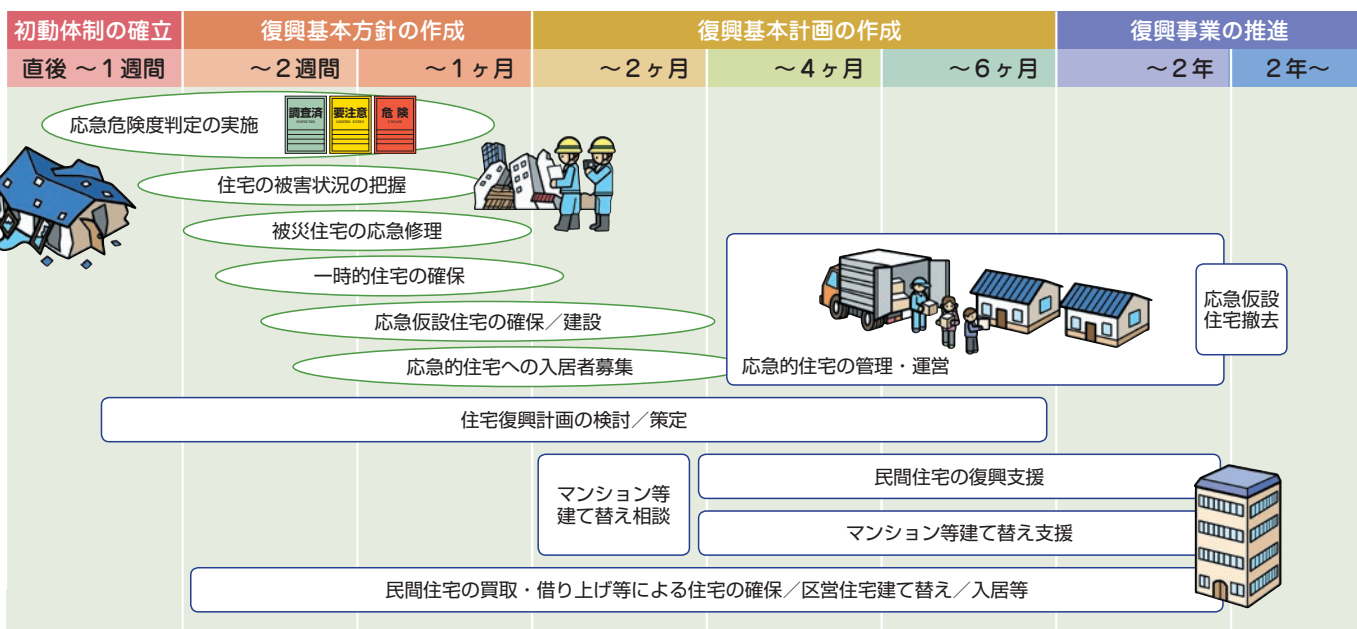
に関わる都市復興基本計画や地区ごとの復興まちづくり計画を策定し、手続きなどを経て、復興事業計画を定めます。



住まいの復興

当初は、家を失った被災者のために仮住まいの確保を行います。その後に、マンションなど住まいの再建を支援していきます。住まいの再建には大きな負担が

生じるので、耐震診断・補強や地震保険加入等の事前の備えが必要です。



3 復興三三知識 復興対象地区

被災市街地の復興を被害の程度や都市基盤整備状況等に応じて計画的に進めるために、復興対象地区を区分します。建築制限を実施し都市改造事業を行う「重点復興地区」、部分的改造と個々の家屋の更新(自力再建)を組み合わせる「復興促進地区」、自力再建を誘導して復興を図る「復興誘導地区」などを設定し、告示します。

4 復興三三知識 建築制限

甚大な被害が生じた市街地では、そのまま災害に弱い従来の市街地に戻ったり、建築しにくい箇所が多く残る地区になると予想されます。そのような地区を区では「重点復興地区」に指定し、復興まちづくりについて話し合いを進め、復興計画を策定します。計画ができるまで、建築基準法(最長2ヶ月)や被災市街地復興特別措置法(同2年)による「建築制限」を指定し、容易に除却できないコンクリート造の建築などは制限されます。

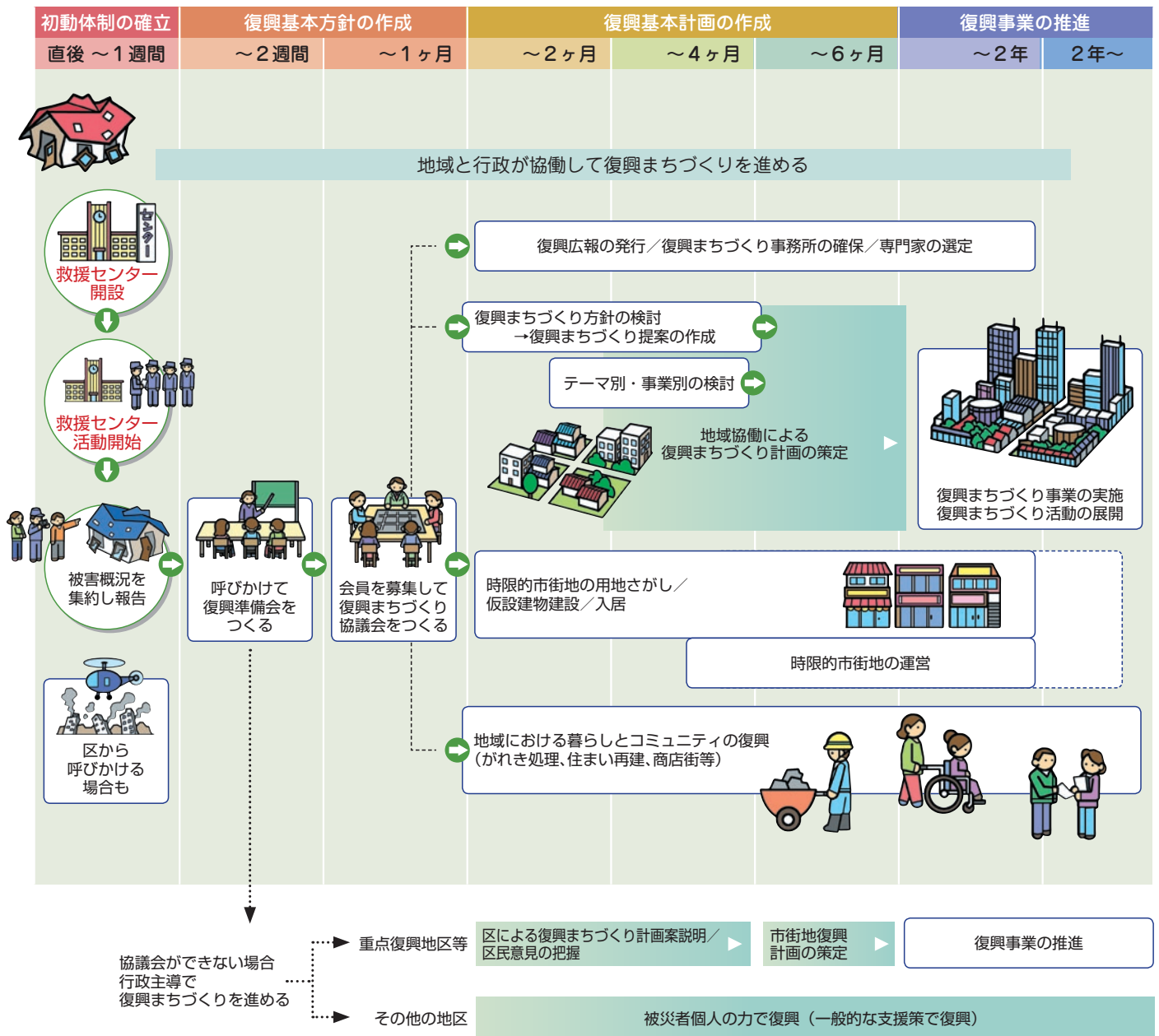
地域協働によるまちの復興

重点復興地区に指定された地区などでは「地域と行政が協働してまちの復興を進める」ことが必要です。

「救援センター」で、その地区で地域活動やまちづくりをしていた人たちが中心になって「復興準備会」をつくり、会員を募集し、「地域復興組織（復興まちづくり協議会）」を結成していただきます。協議

会は行政と協力して、「復興まちづくり提案」、「時限的市街地の運営」などを行います。

円滑にまちの復興を進めるには、災害の前から地域に組織をつくって活動しておくこと、復興まちづくり訓練を行い、だれがどのような手順で復興に取り組んだらよいかを事前に検討しておくことが重要です。



5

復興三知識

応急的な住宅と「時限的市街地」

住む家を失って自らの資力で確保できない人には、都が災害救助法に基づき応急仮設住宅や借り上げ住宅を提供します。一方、多くの人が地域にとどまって復興するには、暫定的な生活の場である「時限的市街地」が必要です。地域復興組織（復興まちづくり協議会）は区や都と協力して仮設建物や店舗なども確保していきます。

6

復興三知識

土地区画整理事業

狭い道路や建て替え困難な敷地が多い地区、駅前広場や道路整備が必要な地区などでは、一体的に整備していく復興が必要になります。

その方法の一つが「土地区画整理事業」です。従前の権利者が少しずつ土地を出し合い（「減歩」）、宅地を整序し公共施設を整備していきます。地権者にとっては、宅地の面積は減るものの利用価値の高い宅地が得られます。過去の震災復興事業では大きな役割を果たしてきました。

3 豊島区「事前復興ビジョン」について



平成27年3月に策定した「豊島区都市づくりビジョン（都市計画に関する基本的な方針）」では、被災後の都市像や事業手法などについて、あらかじめ事前のまちづく

りや復興訓練において地域の方々と検討し、「事前復興ビジョン（被災後の都市の復興方針等）」を定め、いざというときの復興に役立てる方針を定めています。

事前検討の基本的視点

1

視点1

震災前の都市づくりビジョンを引き継ぐ

視点2

震災前の都市づくりの課題を解決する

視点3

震災の教訓を受け止め、次の時代の安全と活力を創り出す

復興市街地の整備イメージ

2

イメージ1

土地区画整理事業など面的な市街地整備で復興

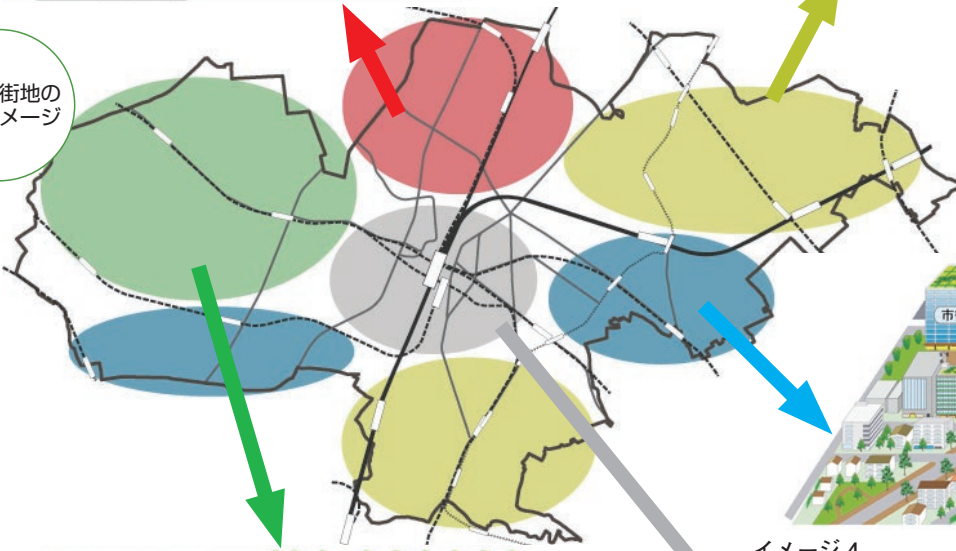


イメージ2

まちづくり事業を組み合わせ道路と街並みを総合的に復興



復興市街地の整備イメージ



震災で大被害が生じた場合、その地区の被害や基盤整備の状況、復興の課題等にあわせて、区と区民が協働して復興まちづくりの方針や整備計画を定めて復興を進めます。

地区計画等の導入
(最低敷地規模、高さ制限、壁面線の指定、緑化など)

イメージ3

誘導型の街並み形成により復興



イメージ4

個別不燃化再建に共同化等を組み合わせ復興



イメージ5

都市開発の積極的な展開で復興に寄与



図出典：豊島区都市づくりビジョン（平成27年3月）

4 震災復興まちづくり訓練をしてみよう

豊島区では、災害危険度が高い地区を重点的に、住民・専門家が参加する「震災復興まちづくり訓練」を実施しています。

自分たちのまちが、震災時にどのような被害を受けるか、専門家が想定した被害をもとに、まちの復興手順を模擬体験します。

また、訓練成果は、日ごろのまちづくりや地域活動にも活かすことができます。

また、訓練成果は、日ごろのまちづくりや地域活動にも活かすことができます。

◆ 震災復興まちづくり訓練の紹介

ガイダンスから報告会まで全5～6回の訓練を約半年のうちにを行います。(訓練回数や内容は地区の状況によって異なることがあります。)

① ガイダンス

体験者の話を聞いて復興を学ぶ



神戸市御蔵通りまちづくり協議会田中さんの講演
(上池袋2・3丁目地区)

② 第1回訓練

まちを点検して、復興の課題を共有する



まちを歩いて復興に役立つ資源を確認中
(池袋本町地区)

③ 第2回訓練

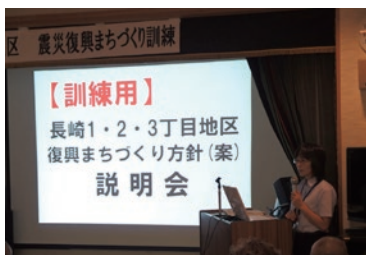
被災後のくらしや仮住まいを考える



カードを使って復興問題解決トレーニング
(雑司ヶ谷霊園南地区)

④ 第3回訓練

まちの復興の進め方と復興まちづくり方針案を検討する



復興まちづくり方針の模擬説明会
(長崎1・2・3丁目地区)

⑤ 報告会

訓練の成果を確認し、取り組み課題を話し合う



復興まちづくり訓練の報告とミニシンポジウム
(長崎4・5・6丁目地区)

【訓練実績】

平成21年度 上池袋2・3丁目地区
平成24年度 池袋本町地区
平成25年度 雑司ヶ谷霊園南地区
平成27年度 長崎1・2・3丁目地区
平成28年度 長崎4・5・6丁目地区

・各地区の訓練では、各回で平均70名の方に参加いただきました。

・訓練期間中は「復興訓練かわら版」を発行し、広報を行っています。

・訓練の成果は後日に備え「豊島区震災復興マニュアル」等に収録し、震災時の復興に役立てます。

「豊島区の震災復興に備えて（改訂版）」

(豊島区震災復興マニュアル(都市・住宅復興編)パンフレット)

平成29年3月 豊島区

(問い合わせ) 都市整備部 都市計画課

〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 Tel: 03(4566)2633

(作成協力) 首都大学東京事前復興計画研究会

